周波数割当計画の一部を変更する告示案に対して 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方 (令和元年6月1日(土)~同年7月1日(月)意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	「V-High (地上アナログ放送の未使用での周波数帯)」における周波数の導入での構造では、私は賛成です。具体的には、「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「通信衛星回線(サテライトシステム)」における「トランスポンダー(中継器)」から成るポート通信での「DFS (ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー(セッションイニテェーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」における ISP サーバーから成る「DNS (ドメインネイムシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。要約すると、「トラフィック(回線混雑)」を対策するべき構造と、私は考えます。	本変更案に賛同するご意見と承ります。	なし
2	不明	テレビ局の電波を占有しています。 放送法廃止と電波オークションの実施をお願いします。 マスコミの報道の質が目も当てられないほど酷すぎます。	本件は、V-High 帯域の周波数割当計画の変更に関する意見募集です。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	なし
3	個人	改正案では無線局の目的として「放送用」が維持されていますが、具体的にどのような放送業務を想定されておられるのでしょうか、ご教示ください。 各種業務用無線局の中に公衆向けの放送用周波数を指定す	本変更案は、「V-High 帯域の活用方 策に関する取りまとめ」において、 放送サービスの高度化、IoT 及び通 信サービスの高度化の3分野のうち	なし

		るのは好ましくないと考えます。 あるいは、「放送事業用」の誤りではないかと推察します。	いずれか、もしくは複数のシステムに割り当てることを基本方針とするとされたことを受け、それらのシステムへの割当てが可能であることを示すための変更を行うものです。今後の V-High 帯域における実用化に向けた検討状況を踏まえた上で、必要に応じて周波数割当計画の変更を行う予定です。	
4	株式会社日立国際電気	「V-High 帯域の活用方策に関する取りまとめ」に係る一連 の施策である本告示案は、従来の放送分配以外に、新たに 幅広く通信への分配を図るものであり、当該帯域の使途拡 大、ならびに周波数の有効利用の観点から、賛同いたしま す。	本変更案に賛同するご意見として承ります。	なし